

古河市小中学校照明LED化事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本事業は、温室効果ガス排出量ならびに消費電力量を削減することを目的とし、学校施設の照明器具について、LED化を図るものである。その実施にあたり、民間事業者の経験と専門知識、従来の行政にはないノウハウを活用し、事業期間、費用対効果等について、提案を求めるため、公募型プロポーザル方式により実施するものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 古河市小中学校照明LED化事業
- (2) 業務内容 別紙「古河市小中学校照明LED化事業 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 契約期間 議会の議決の翌日から令和10年8月31日まで

- (4) 提案限度額 999,460,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

内訳：小学校分 674,014,000円

中学校分 325,446,000円

※本要領に記載する限度額は、予定額であり、契約を保証するものではない。

- (5) 対象施設 古河市小中学校 31校 「対象施設一覧表」(別紙1)のとおり
- (6) 照明器具の種類及び数量 「既設照明・提案照明一覧表」(別紙2)のとおり
ア 「既設照明・提案照明一覧表」については、市ホームページに掲載する。一覧には、既設照明器具の数、種類、高所設置器具の高さ等の情報を記載しており、これに更新後の提案器具参考品番、器具単価、年間点灯時間、電気料金単価等の情報を記載した提案書及びエクセルデータとともに提出すること。

二酸化炭素排出量に関する計算においては、下表の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO ₂ 排出係数
電気	0.421 kg-CO ₂ /kwh

年間点灯時間は、2,000時間、電気料金単価は30円/kwhで計算すること。

イ 現地調査の結果、又は市の都合等により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。

- (7) 担当所属及び 〒306-8601 茨城県古河市長谷町38番18号

問い合わせ先 古河市役所 教育部 学校教育施設課

電話 0280-22-5111 FAX 0280-22-5105

電子メール gakkou.kyouiku@city.ibaraki-koga.lg.jp

3 参加資格要件等

提案者は単独企業又は複数企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）の提案によるものとする。共同企業体の場合はその代表構成員（以下「共同企業体代表構成員」という。）と共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の3者以下での構成とし、共同企業体は、古河市建設共同企業体取扱要綱（平成17年9月12日告示第26号）に準拠するものとする。また、共同企業体はその構成員の自主結成とし、出資比率の最も高い者を共同企業体代表構成員とする。本事業の公募型プロポーザル実施要領の公表の日（以下「公表の日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 共通する参加資格要件

- ア 単独企業又は共同企業体代表構成員は、契約者（契約を締結する権限を有する主たる本社若しくは本店又は支社、支店若しくは営業所）の所在地を茨城県内に有すること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ウ 古河市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成17年古河市告示第25号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- オ 古河市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成17年9月12日告示第24号）別表に定める措置要件に該当する者でないこと。
- カ 古河市建設工事入札参加希望請負業者資格審査要綱（平成17年古河市告示第21号）に基づく、市が発注する建設工事の競争入札参加資格を有する者で、令和7・8年度古河市建設工事入札参加資格者名簿（以下「建設工事入札参加名簿」という。）に登録（業種は不問）されている者であること。
- キ 過去10年以内に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体との請負契約において、元請けとして（共同企業体による契約にあつては、代表構成員及び構成員に限る。）、公共施設への工事の施工完了実績を有する者であること。

(2) 提案者の役割

提案者は、本事業を行う能力を有する単独企業又は共同企業体とし、共同企業体の場合は構成員全てを明らかにして、以下に示す各々の役割について担当する企業を明確にすること。

ア 統括役割（単独企業、共同企業体代表構成員）

本事業において契約を締結する代表者とし、調査・設計及び施工、施工管理、

検査、引渡の全体管理を行うこと。

共同企業体代表構成員は、市との対応窓口となり、契約及び個別の承認等諸手続きを行うこと。

イ 設計役割

各学校施設照明の器具の状態（損耗度等）及び器具寸法並びに個数等を詳細に把握し、施工時における児童生徒への安全確保や教職員への負担軽減、作業車の進入障害や高所作業の安全確認等を事前に行い、調達する器具選定と施工計画を立案し、かつ、施工中の監理業務を担える者とする。

ウ 施工役割

設計に基づき適切に施工が実施できる者とする。

(3) 役割別の参加資格等

提案者は、本事業を行うため役割別の参加資格等について、次に掲げる要件に留意すること。

ア 統括役割（共同企業体の場合は共同企業体代表構成員）

単独企業又は共同企業体代表構成員は、電気工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けており、公表の日において当該許可を受けてから2年を経過している者であること。

イ 設計役割

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、公表の日において、当該登録を受けてから2年を経過している者。

単独企業又は構成員が要件を満たさない場合、提案者の資格要件をみなす者を協力者（以下「設計みなし協力者」という。）として加えることで参加することができる。

仕様書に示す資格を有する者を設計管理責任者として配置できること。

ウ 施工役割

① 単独企業又は共同企業体代表構成員にあつては、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ・電気工事業について、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けており、公表の日において当該許可を受けてから2年を経過している者。
- ・仕様書に示す資格を有する者を施工管理責任者及び現場代理人として、本業務の施工業務に配置できること。

② 構成員は、電気工事業について建設業法第3条第1項の規定による特定建設業又は一般建設業の許可を受けており、公表の日において当該許可を受けてから2年を経過している者であること。

(4) その他提案者の留意点

参加表明書締切日から候補者の決定までの間に、(1)のいずれかの要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する他の構成員になることはできない。また、構成員と資本関係又は人的関係等のあるものについても、他の構成員になることはできない。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール (予定)

内 容	期 間 又 は 期 日
実施要領等の公表	令和8年5月28日(木)
質問提出期間	令和8年5月29日(金)～6月4日(木)
質問に対する回答	令和8年6月8日(月)
参加表明書の提出期間	令和8年5月29日(金)～6月18日(木)
企画提案書等提出要請通知	令和8年6月25日(木)
企画提案書等の提出期間	令和8年6月26日(金)～7月16日(木)
プレゼンテーション審査参加要請通知	令和8年7月23日(木)
プレゼンテーション審査	令和8年7月31日(金)
審査結果通知・公表	令和8年8月6日(木) (予定)
契約協議・業務実施準備 (仮契約)	令和8年8月7日(金) (予定)
契約締結・業務開始 (古河市議会における議決後)	令和8年9月(予定)

※受付等は土、日、祝日は行わない。また、本プロポーザル実施についての説明会は実施しない。

※特段の事情が生じた場合、実施スケジュールを変更することがある。

(2) 募集要領等の配布

古河市ホームページの古河市小中学校照明LED化事業の公募から関係書類をダウンロードすること。

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、プロポーザル質問書(様式第9号)により電子メールで提出すること。

ア 受付期間：令和8年5月29日(金)から6月4日(木) 12時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、学校教育施設課に提出すること。

(E-mail:gakkou.kyouiku@city.ibaraki-koga.lg.jp)

※メールタイトルは「【質疑】古河市小中学校照明LED化事業」とすること。

※受信確認のため電話連絡を行うこと。

ウ 回答期日：令和8年6月8日(月)

エ 回答方法：全ての質問を取りまとめ、古河市ホームページにて公開する。

(4) 参加表明書等の提出

ア 提出期間：令和8年5月29日(金)から6月18日(木) 17時必着

※不備がある又は提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出先：古河市役所 教育部 学校教育施設課

住所：〒306-8601 茨城県古河市長谷町38番18号

電話：0280-22-5111 内線2517

ウ 提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出書類：

① 参加表明書兼誓約書（単独企業用）・・・・・・・・・・様式第1号

② 参加表明書兼誓約書（共同企業体用）・・・・・・・・・・様式第2号

（共同企業体の場合は、代表構成員名で作成し代表者の押印（実印）をする。
共同企業体の構成員に係る書類は、「古河市建設工事共同企業体取扱要綱
（平成17年9月12日告示第26号）」第4条に定める次の書類を併せて提出す
ること。）

○建設工事入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）

○特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号）

③ 役割分担表・・・・・・・・・・様式第3号

単独企業又は共同企業体の場合でも各々の役割について担当する企業及び
担当者を明記すること。

④ 会社概要書（共同企業体の場合は構成員全て）・・・・・・・・・・様式第4号

⑤ 事業実績等一覧表（共同企業体の場合は構成員全て）・・・・・・・・・・様式第5号

・令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間で、元請又は共同企業体
構成員として受注及び契約をしたもの、又は施工完了したものを対象とする
こと。なお、下記に示す各役割の実績例を参考に記載すること。

・実績を証明できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

【統括役割・施工役割】

公共施設等のLED化事業などを記入すること。

・電気工事に係る国家資格証明書の写し

・単独企業又は統括役割を担う共同企業体代表構成員のうち、専任で配置する
監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証
（表・裏）の写しを提出すること。

・単独企業又は施工役割を担う構成員のうち、配置する主任技術者等について

は、電気工事に係る国家資格を有することを証明できる証明書の写しを提出すること。

- ・本事業で担当を予定する有資格技術者のうち、各役割1名分の有資格のわかる資格者免許証(表・裏)等の写しを提出すること。
- ・現場技術業務(国土交通省土木工事共通仕様書の現場技術員)などを記入すること。

【設計役割】

LED照明一括実施、照明設備の設計業務若しくは工事監理業務(建築士法第2条第7項、建築基準法第5条の6第4項、第5項)などを記入すること。

- ・設計みなし協力者を加えて参加する場合は、合意を得ている書類(任意様式)も併せて提出すること。

- ⑥ 参加資格確認項目 様式第6号
- ⑦ 参加資格確認項目_設計業務予定技術者 様式第7号
- ⑧ 参加資格確認項目_施工業務予定技術者 様式第8号

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年6月25日(木)17時までに辞退届を提出すること。任意様式とするが、本事業名、届出者(住所、商号又は名称、代表者職氏名及び担当者連絡先・電話番号)を記載のうえ提出すること。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出期間及び提出先

ア 提出期間：令和8年6月26日(金)から7月16日(木) 17時必着

※不備がある又は提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出先：古河市役所 教育部 学校教育施設課に郵送又は持参すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと

(6) 企画提案書等の作成

仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、必要書類及び各様式のデータ一式を格納したCD-Rを1部添えて、各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4判縦長ファイルに綴じて、提出すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は指定様式のあるもの以外は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、綴り順序は以下の序列とする。

- ① 企画提案書(表紙) 様式第10号
- ② 技術評価に係る提案書(実施体制・役割) 様式第11号

・学校運営を行いながら多くの学校を同時に進めることを想定し、設計者、施工者の役割、責任及び関係について、実施体制は適切であること。

- ③ 技術評価に係る提案書（業務遂行能力 類似業務の実績）・・・様式第12号
 - ・業務遂行能力について、過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の効果が期待できる提案であること。
- ④ 技術評価に係る提案書（地域活性化）・・・・・・・・・・様式第13号
 - ・市内事業者を積極的に活用し、地域経済への貢献に資するように配慮されており、取組について具体的であること。
- ⑤ 技術評価に係る提案書（スケジュール管理 工期設定）・・・様式第14号
 - ・学校運営を行いながら多くの学校を同時に進めることを想定し、工期設定は適切であること。
 - ・重要なマイルストーンの設定や進捗管理方法などの工程管理方法は具体的であること。
- ⑥ 技術評価に係る提案書（安全性の確保）・・・・・・・・・・様式第15号
 - ・学校運営を行いながらの安全管理体制について、児童生徒の安全確保や教職員の負担軽減等に関して十分配慮した施工計画であること。
- ⑦ 技術評価に係る提案書（設計・施工管理）・・・・・・・・・・様式第16号
 - ・適切な設計及び施工を行うための方法が具体的であること。
- ⑧ 技術評価に係る提案書（連絡・調整）・・・・・・・・・・様式第17号
 - ・施工における管理体制、市、学校及び事業者間との円滑で正確な情報共有のための適切な方法（クラウド等を使った情報共有ツールも含む）及びフローを提案すること。
- ⑨ 技術評価に係る提案書（廃棄計画）・・・・・・・・・・様式第18号
 - ・廃棄物の処理・再利用計画等は具体的であること。
- ⑩ 技術評価に係る提案書（使用機器）・・・・・・・・・・様式第19号
 - ・使用機器の提案。
 - ・使用機器によるCO₂削減や省エネに関して、企業の技術力や経験を生かして、更なるカーボンニュートラル（脱炭素）と省エネ効果に期待できる提案であること。
- ⑪ その他の提案（独自提案等）・・・・・・・・・・様式第20号
 - ・市が求める仕様以外の提案及び独自に提案できる内容があれば記述すること（提案数の上限はない）。
 - ・提案価格見積書の内訳書に含まれる提案内容について記述すること。
- ⑫ 提案価格見積書・・・・・・・・・・様式第21号
- ⑬ 提案価格見積書の内訳書・・・・・・・・・・様式第22号
 - ※「既設照明・提案照明一覧表」を基に、提案器具参考品番、器具単価等の整合のとれた内訳とすること。（一覧表の出力提出は不要）

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

- エ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。
- オ 提出の際に、古河市長宛での提案価格見積書の正本1部を提出すること。
なお、提案価格見積書の内訳書は必要な各項目、各学校に区別する（諸経費を含み、消費税及び地方消費税は区別する）とともに、提案価格見積書の見積額と整合させること。

（7）企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書等は、古河市情報公開条例（平成17年古河市条例19号）に基づく公文書開示請求の対象となる場合もある。
- エ 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- カ 提案者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書等に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

（1）プレゼンテーション審査の実施について

企画提案書等についてプレゼンテーション審査を実施する。時間、場所については、電子メールで通知する。

- ア 開催期日：令和8年7月31日（金）
- イ 所要時間：1提案者につき、40分以内とする。
（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分）
- ウ 当日の参加人数は各提案者6名以内とし、本事業に予定する設計管理責任者及び施工管理責任者又は現場代理人を含む担当者が出席するものとする。
- エ スクリーン及びプロジェクターの使用は可能であるがパソコン等の機器については各提案者で用意すること。
- オ プレゼンテーションの順番はランダムに市側で決定し、非公開とする。

(2) 審査基準

審査項目	評価内容	配点
1 事業実施体制について	学校運営を行いながら多くの学校を同時に進めることを想定し、設計者、施工者の役割、責任及び関係について、実施体制は適切か。	5
2 事業実施の確実性	業務遂行能力について、過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	5
3 地域経済への貢献について	市内事業者を積極的に活用し、地域経済への貢献に資するよう配慮、取組について具体的であるか。	20
4 施工体制・工程管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営を行いながら多くの学校を同時に進めることを想定し、工期設定は適切か。 ・重要なマイルストーンの設定や進捗管理方法などの工程管理方法は具体的であるか。 	5
5 設計及び施工計画について	学校運営を行いながらの安全管理体制について、児童生徒の安全確保や教職員の負担軽減等に関して十分配慮した設計及び施工計画であるか。	5
6 設計及び施工管理について	適切な設計、品質管理を行うための方法は具体的であるか。	5
7 連絡・調整について	施工における管理体制、市、学校及び事業者間との円滑で正確な情報共有のための適切な方法（クラウド等を使った情報共有ツールも含む）及びフローを提案しているか。	5
8 廃棄物について	廃棄物の処理・再利用計画が具体的であるか。	10
9 脱炭素と省エネについて	<ul style="list-style-type: none"> ・使用機器の提案 ・使用機器によるCO₂削減や省エネに関して、企業の技術力や経験を生かして、更なるカーボンニュートラル（脱炭素）と省エネ効果が期待できる提案か。 	10
10 独自の提案について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や教職員の職場環境への配慮等について、独自のノウハウに基づいた提案やオリジナリティーの高い付加価値や機能の提案か。 ・提案価格見積の内訳書に含まれる提案内容 	15
11 見積金額	事業内容に見合った適切な見積金額か。	15
合計		100

(3) 審査方法

企画提案書等プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

（４）候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、（３）による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の提案者が複数の場合は、提案価格見積書の金額が最も安価な提案者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該提案者は、当初提案の金額の範囲内で提案価格見積書を再作成し、再提出された提案価格見積書の金額が最も安価な提案者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点が５割未満の場合は、候補者として選定しない。

（５）失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 参加資格を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 本実施要領に示した、提出期日、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 提案価格見積書の金額が２（４）の提案限度額を超える場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

６ プロポーザルの中止等について

緊急でやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと市が認めるときは、停止及び中止又は取り消すことができる。この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

７ 選定結果の通知・公表

候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を電子メールで通知する。また、下記項目について古河市ホームページに公表する。

【公表事項】

- （１）候補者の名称
- （２）（１）以外の提案者の数

８ 貸与資料

対象校の参考図書については、候補者に選定された者に貸与するものとする。貸与を希

望する場合は、選定の結果通知を受けた日以後に担当課の電子メールにより参考図書貸与申込書（様式第23号）を提出すること。

9 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と古河市との間で、仕様、経費等について再度協議を行い、随意契約の方法により、予定価格の制限の範囲内の価格で契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。